

持続可能なまち、町田へ～ベッドタウンからの脱却～調査研究支援業務委託 受託候補者選定のためのプロポーザル説明書

2025 年 1 月 29 日公表

1 事業の経緯、契約の目的

生産年齢人口の減少、少子高齢化に伴う税収減や社会保障費の増加により、自治体の財政状況は今後とも悪化していくことが見込まれ、看過できない事態となっています。

町田市においても、基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」で示した財政収支見通しでは、2022年から2026年までの5年間で約74億円の収支不足が発生すると試算され、多領域での予算削減が謳われています。また町田市未来づくり研究所が2020年～2021年に実施した「町田市未来都市研究2050」では、起こり得る未来のシナリオの一つとして、町田市が赤字自治体となることも挙げられました。

このような財政的不安を解消し、町田市が将来にわたって持続可能なまちであるために、既存の施策に捉われず、新たなストーリーを描く必要があります。

2024年度、町田市未来づくり研究所では、「多摩の「リーディングシティ」を目指すための調査研究」を実施しました。研究では「リーディング」の方向性として、「働く女性の暮らしやすさ」「休日のにぎわい」「ビジネス集積」「団地再生」といった具体的なテーマが掲げられました。働く環境やにぎわいの場所を充実させ、単なる「ベッドタウン」から脱却しなければならないとも言い換えられますが、これらの研究も踏まえ、具体的な施策を提案したいと考えます。

以上のことから、調査・分析し明らかにされた情報と、町田市未来づくり研究所がこれまでに実施した研究を踏まえ、町田市が「持続可能なまち」となるために取り組むべき施策を提言することを本調査研究の目的といたします。

2 契約の概要

契約件名	持続可能なまち、町田へ～ベッドタウンからの脱却～調査研究支援業務委託
契約期間 (業務実施期間)	契約締結日から2026年3月31日
履行場所	町田市が指定する場所又は承認する場所
委託する業務	持続可能なまち、町田へ～ベッドタウンからの脱却～調査研究支援業務委託仕様書(案)のとおり。
契約約款	町田市が定めた業務委託契約約款を使用する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金の納付を求める。 ただし、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札参加資格審査申請を行い、町田市における競争入札参加資格者名簿に「都市計画・交通関係調査業務」または「市場・補償鑑定関係調査業務」で登録されている場合は免除。
契約代金の支払方法	契約代金は、業務完了後に一括して支払う。
契約目途額 (予定価格)	契約金額の上限は8,800,000円(消費税10%含む)とする。

※本件は、令和 7 年第 1 回町田市議会定例会において、本契約に係る予算が可決された場合に限り、契約を締結します。否決された場合は、契約を締結しません。

3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況进行评估し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

4 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加させる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者としします。以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

- （１）町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和 62 年 5 月 1 日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成 21 年 12 月 1 日施行）による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
- （２）町田市と円滑に連絡調整できる地域に本店又は営業所等があること
- （３）経営不振の状態にないと認められること。
- （４）本件と類似する契約実績を有すると認められること。

5 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表	2025 年 1 月 17 日（金）
(2)	資料配付	2025 年 1 月 17 日（金）
(3)	参加申請の受付	2025 年 1 月 30 日（木）午後 1 時まで
(4)	ヒアリング時間等の通知	2025 年 1 月 30 日（木）
(5)	質疑の提出	2025 年 2 月 7 日（金）午後 1 時まで
(6)	質疑の回答	2025 年 2 月 10 日（月）
(7)	提出書類の作成、提出	2025 年 2 月 21 日（金）午前 10 時まで
(8)	プレゼンテーション、ヒアリング	2025 年 2 月 27 日（木）の指定時間
(9)	評価、採点	2025 年 2 月 27 日（木）
(10)	結果通知、結果公表	2025 年 3 月 3 日（月）予定
(11)	契約内容の調整、仕様書の決定	2025 年 3 月 17 日（月）まで
(12)	見積書の提出	2025 年 3 月 24 日（月）予定
(13)	契約書の調印	2025 年 4 月 1 日（火）

6 プロポーザルの手順

5 「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

（１）案件公表

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

(2) 資料配付

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ① プロポーザル説明書
- ② 持続可能なまち、町田へ～ベッドタウンからの脱却～調査研究支援業務委託仕様書（案）
- ③ 業務委託契約書及び約款
- ④ プロポーザル参加申請書（指定様式）
- ⑤ 経営不振の状態にないことの誓約書（指定様式）
- ⑥ 類似契約実績書（指定様式）
- ⑦ 業務体制・業務責任者・業務担当者実績書（指定様式）
- ⑧ 質疑書（指定様式）
- ⑨ 提案書（指定様式）
- ⑩ 見積書（様式自由）
- ⑪ 企画書（様式自由）
- ⑫ 工程計画表（様式自由）

これらの資料は町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL ; <http://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の皆さんへ>入札・契約>プロポーザルによる契約案件の公表>公募型プロポーザル

(3) 参加申請書類の提出

参加を希望する事業者は、以下の書類を、電子メールに添付して「8. 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。原本の提出は不要です。

【提出期限】 2025 年 1 月 30 日（木）午後 1 時まで

提出書類の作成にあたっての注意事項	
特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。 文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。 「業務体制・業務責任者・業務担当者実績書」、「類似契約実績書」には、会社名、ロゴマーク等、作成者が分かる表示は一切しないでください。	
書類等の名称、様式	記載内容等
プロポーザル参加申請書 （指定様式） 【要・押印】	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。押印は東京電子自治体共同運営の受付票の印影と同一としてください。
経営不振の状態にないことの誓約書（指定様式） 【要・押印】	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。押印は東京電子自治体共同運営の受付票の印影と同一としてください。
類似契約実績書 （指定様式）	法人として、本件と類似した契約を履行した実績を記載してください。ただし、2019年4月1日以降に完了した契約に限ります。案件が多い場合は、代表的なものを挙げてください。 なお、契約締結後に業務責任者や業務担当者になる予定の者が、本件と類似した契約に携わった経験がある場合は、「類似契約実績書」に、個人名は記さず様式の例のように担当者を

	区別できるように記載してください ※記載件数は、5 件以内とします。
業務体制・業務責任者・業務担当者実績書 (指定様式)	業務工程の管理方法や組織図等、実施体制について記載してください。なお、個人名は記さないでください。 業務責任者・業務担当者実績については、指定様式に契約の概要を記載してください。過去に所属していた企業における経験等も含め、「類似契約実績書」に記載された内容とは別に、本案件に活かされる経験や実績がある場合は、記載してください。ない場合は、「類似契約実績書」に記載された内容に関し、役割や経験等を記載してください。 ただし、2019 年 4 月 1 日以降に完了した契約に限ります。 ※ページ数は、1 人につき 2 ページ以内とします。

なお、参加を希望する事業者が 5 者以上の場合は、「業務体制・業務責任者・業務担当者実績書」、「類似契約実績書」による書類選考を行い、その得点の高い者のうち、上位 4 者程度を参加可とします。

(4) 参加申請審査結果通知及びヒアリング時間等の通知

「参加申請書」を提出した事業者には、参加の可否について「プロポーザル参加申請審査結果通知書」プレゼンテーション及びヒアリングを行う日時と会場を指定した「ヒアリング等開催通知書」を電子メールで送付します。

(5) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、電子メールに添付して「8. 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：【持続可能なまち、町田へ】(質疑) + 参加業者名 + 送信年月日

例：【持続可能なまち、町田へ】(質疑) 株式会社▲▲▲20250201

(株式会社▲▲▲が 2025 年 2 月 1 日に質疑書を送信した場合)

【提出期限】 2025 年 2 月 7 日 (金) 午後 1 時まで

(6) 質疑の回答

提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、プロポーザル参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して送付します。

プロポーザル参加者全員へ通知後「質疑回答書」は、町田市ホームページにも同様に掲示します。

(7) 提出書類の作成、提出

次のとおり提出書類を作成し、政策経営部企画政策課内町田市未来づくり研究所に郵送又は持参してください。郵送の場合は期限内に必着とします。

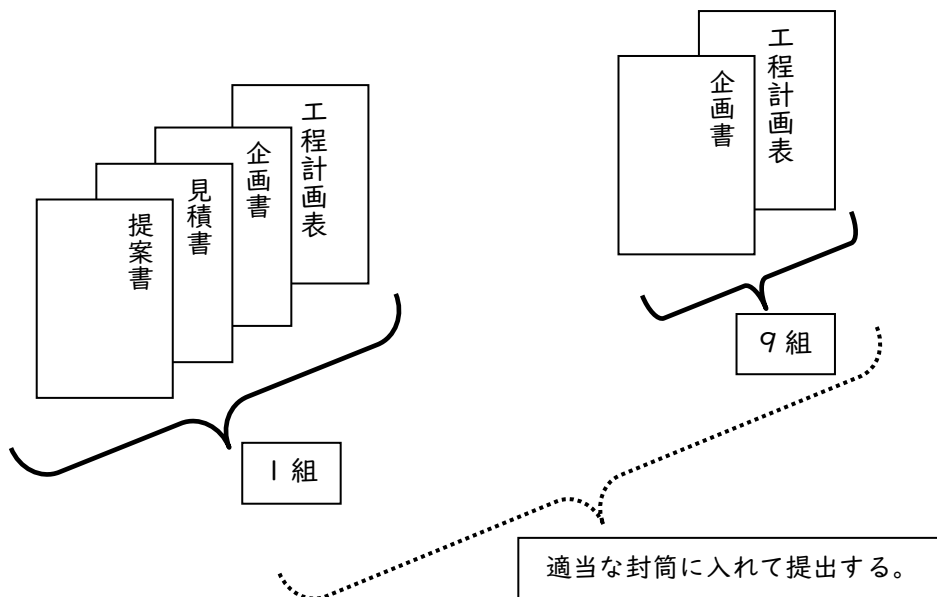
【提出期限】 2025 年 2 月 21 日 (金) 午前 10 時まで

提出書類の作成にあたっての注意事項
【共通事項】 特に指定がある場合を除き、A 4 判普通紙を使用し、文章は横書きとしてください。両面印刷でも構いません。

文字サイズは 10 ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。
 提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示は一切しないでください。

書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等
提案書 (指定様式) 【要・押印】	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で <u>記名押印</u> してください。押印は東京電子自治体共同運営の受付票の印影と同一としてください。 提出部数は 1 部です。
見積書 (様式自由) 【要・押印】	様式は自由です。代表者又は契約代理人名義で <u>記名押印</u> してください。 できるだけ詳細な内訳書を添付してください。 見積り金額には消費税を含みます。ただし、契約目途額を超える金額は記載できません。 ページ数の制限はありません。提出部数は 1 部です。
企画書 (様式自由)	様式は自由です。本事業の目的を達成するため「持続可能なまち、町田へ～ベッドタウンからの脱却～調査研究支援業務委託仕様書（案）」の「第 2 章 業務（業務内容）」の 1 から 8 について具体的にご提案ください。 ページ数は全体で 15 ページ以内。提出部数は 10 部です。
工程計画表 (様式自由)	業務実施スケジュールを記載してください。 ページ数は A4・2 ページ以内もしくは A3・1 ページ以内。提出部数は 10 部です。

【書類の綴り方】



※提出書類を 1 組ごとに重ね、ステープラ等でとめてください。

(8) プレゼンテーション、ヒアリング

次のとおりプレゼンテーション又はヒアリングを行います。プレゼンテーション又はヒアリン

グに出席しない場合は、採点しません。

項目名	注意事項等
日時	2025年2月27日（木） 集合時間は、ヒアリング等開催通知書で指定します。
会場	町田市庁舎 5 階 5-3 会議室
内容	はじめに、提出した企画書等の内容について、20 分間以内で説明してください。プロジェクター等の機材は使用できません。 次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。質疑時間は約 10 分間とします。
説明員	原則として、契約締結後に業務を中心的に担う方が説明及び回答を行ってください。 会場に入室できるのは、3 名以内とします。 入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。

（９）評価、採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案及びプレゼンテーション又はヒアリングの状況进行评估、採点を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。

評価項目及び配点は下表のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

評価項目	配点
企画書	60 点
プレゼンテーション	10 点
ヒアリング	10 点
工程計画表	5 点
業務体制・業務責任者・業務担当者実績	10 点
類似契約実績	5 点
合計	100 点

最高得点を取得した者が 2 者以上ある場合は、以下の順に合計点が高いものを契約候補者に特定します。

- ① 企画書
- ② プレゼンテーション及びヒアリング

いずれも同点であった場合は見積額が最も低い者とし、見積額が同額であった場合はくじ引きとします。

（１０）結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員にメールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

（１１）契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と政策経営部企画政策課内町田市未来づくり研究所とで業務内容等の調整を行い、仕

様書を確定します。

(12) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(13) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結します。

7 その他留意事項

(1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

(2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

(3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。

(4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。

① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。

② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

④ 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。

⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。

(6) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。

(7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づき、原則として公開します。

(8) 提出された書類は一切返却いたしません。

8 本案件に係る問い合わせ先

町田市政策経営部企画政策課内町田市未来づくり研究所（町田市庁舎4階）

所在地：〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話：042-724-2103

FAX：050-3085-3082

e-mail：mcity7360@city.machida.tokyo.jp